

平成24年度 第2回 平塚市介護保険運営協議会 議事録

平成24年10月25日(木) 13:30~15:00

新館3階 研修室

出席者(出席委員)

上野会長 越光副会長 小宮委員 足立委員 岩本委員 清田委員 岡本委員  
大畑委員 柳川委員 小幡委員 内田委員 増井委員 石内委員 飯田委員  
船水委員(15名出席)

(事務局)

高梨福祉部長 二宮介護保険課長 河野課長代理 山口課長代理 諸伏主管  
八田主管 高橋主査 熱田主査 大関主任

I 平塚市介護保険運営協議会委員委嘱式

<事務局>

第2号被保険者を代表する委員として岡本正子さんを、介護サービス利用者を代表する委員として清田健さんを運営協議会委員として委嘱する。

II 開会

議事に入る前の報告事項

過半数の委員が出席しており平塚市介護保険運営協議会規則第3条第2項により会議は成立。

また、傍聴者は1名。

III 議事

報告1 平成23年度介護保険事業の決算について  
資料1に基づいて事務局説明。

《質問・意見》

保険料の普通徴収に未納があるが、どういった方に未納が多いのか。また、国民健康保険の未納額と比較するとどうか。

<事務局>

平成23年度末の時点で、保険料未納者は約1,400名おり、そのうち、最も多いのは第2段階で408名、次に第4段階の345名となっている。

行政としては、介護保険制度について理解していただき、遅れても少しずつ納付してもらうようお願いしている。保険料は2年で時効になり、未納がある方のサービス利用は給付制限がかかることをお伝えし、また、減免制度を利用できる方については、その利用も勧めている。

なお、国民健康保険の未納状況との比較は行っていない。

《質問・意見》

保険料未納者への対策についてはどうか。保険料をしっかりと払っている人との公平性を確保してほしい。

<事務局>

未納者対策については、職員による毎月の電話催告、また、個別の訪問徴収と高齢福祉課と合同の訪問徴収を年2回行っている。

《質問・意見》

減免制度を利用した方はどれぐらいいるのか。また、滞納繰越分の徴収はどのような状況になっているか。

<事務局>

減免制度の利用は年々減少傾向にあり、平成20年度は29件、平成23年度は9件となっている。これは、生活保護への移行や利用者が亡くなったことなどが要因と考えている。

また、滞納繰越分は約9,300万円あり、そのうち約1,100万円を徴収している。

《質問・意見》

減免制度については、行政としてしっかりと市民に対して周知・指導してもらいたい。また、保険料の未納はじめ、介護保険制度の公平な運営と、さらなる市民意識の醸成を望んでいる。

《質問・意見》

保険料を「払えない」と「払わない」は別に考える必要がある。「払えない」場合は国の制度的な要因とも考えられるが、「払わない」場合は何らかの対策が必要かもしれない。

《質問・意見》

2号被保険者数はどれぐらいか。また、介護認定に対する不服申立はどれぐらいあるか。

〈事務局〉

2号被保険者数は、保険料が医療保険に合わせて徴収されているため把握していない。

介護認定に対する不服申立は、例年2～3件あるが、平成23年度はなかった。不服申立の理由としては、非該当になった場合や予想より低い介護認定結果が出た場合が多い。

報告2 平成24年度介護保険事業の施行状況について  
資料2に基づいて事務局説明。

《質問・意見》

新しい保険料の段階について聞きたい。

〈事務局〉

平成23年度までは9段階に区分され、基準額は第5段階。平成24年度から新たに11段階に区分され、基準額は第6段階となっている。

第6段階の基準額に段階別の保険料率を乗じて、年間保険料額が決められている。

《質問・意見》

施設サービス利用者の要介護度別の人数を聞きたい。

#### <事務局>

延べ人数で、要介護1が848名、要介護2が2,072名、要介護3が3,183名、要介護4が4,774名、要介護5が4,779名となっている。

#### 《質問・意見》

認定調査時に本人が緊張してしまい、普段見せない姿を家族に見せることがあると聞く。一度の訪問調査だけでは、本来の姿がなかなか見えないのではないかと。特に認知症の方への対応は難しいと感じる。

#### <事務局>

認定調査時には、立会い家族等から普段の心身状況等について聞き取りを行ったり、本人の前では言いづらいこと等は、別室にて家族等から聞き取ることでより対応している。

### 議案1 地域密着型サービスの指定・更新について

#### ※非公開案件

#### 議事に入る前の確認事項

本議案について、事業者自身や従事者等に関する人員、設備、運営等の内容が含まれており、公開することにより当該法人の権利・競争上の地位、その他正当な利益を害する場合は、「平塚市介護保険運営協議会規則 第5条 ただし書き、その他会長が特に必要と認めるときは、協議会の議決により、公開しないことができる」の規定により、議案1は非公開とする。

## IV その他

平塚市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに係る基準等を定める条例の骨子（案）について（資料4）

資料4に基づいて事務局説明

#### 《質問・意見》

すべての地域密着型サービスが対象となるのか。

<事務局>

現在、平塚市で指定のないサービスも含めて、すべての地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービスが対象となる。

《質問・意見》

地方分権、地域主権などの流れのひとつであり、これまで省令により事業所指定を行ってきたが、その省令が標準となり、さらに各自治体で地域の実情を踏まえた基準を定めるということ。

そして、事業者指定の責任がある市町村において、平塚市が地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準等についての条例を定めるために、パブリックコメントを実施するもの。

このような解釈でよろしいか。

<事務局>

そのとおり。

次回の運営協議会の開催は、来年3月下旬を予定している。

V 閉会